

竜王町公告第28号

下記工事について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和2年11月9日

竜王町長 西田 秀治



記

1 一般競争入札に付する工事の概要

- (1) 工事名称 竜王町国民健康保険診療所(医科)建築工事
- (2) 工事場所 蒲生郡竜王町大字山之上 5572番地
- (3) 工事期間 本契約成立の日から令和3年7月30日まで
- (4) 工事概要 国民健康保険診療所(医科)建築工事
鉄骨造1階建 建築面積1,144.39m²
- (5) 予定価格 事後公表とする。
- (6) 最低制限価格 設ける。(非公開)

2 入札方式

事後審査型条件付一般競争入札とする。

3 入札参加方式

単体とする。

4 入札参加資格要件

この入札に参加できる者は、次の要件をすべて満たしていること。

- (1) 令和2・3年度竜王町建設工事等入札参加有資格者名簿に「業種：建築一式工事」で登録されていること。
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第15条の規定による建築工事業に係る特定建設業の許可を有している者であること。
- (3) 建築工事業について入札執行日から1年7箇月前の日以降の日を審査基準日とする建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査を受けていること。
- (4) 公告日において有効な経営規模等評価結果通知書の建築一式工事に係る総合評定値(P)が次のいずれかに該当すること。
 - ア 竜王町内の者（竜王町内に本社、営業所等を置く者。）にあっては、総合評定値(P)が900点以上であること。
 - イ 竜王町外の者（滋賀県内に本社を置く者）にあっては、総合評定値(P)が1,000点以上であること。
- (5) 建設業法第19条の2に規定する現場代理人を配置し、同法第26条に規定する主任技術者または監理技術者を専任で配置できること。なお、現場代理人、主任技術者または監理技術者に

あっては、事後審査型条件付一般競争入札競争参加資格確認申請書（以下「競争参加資格確認申請書」という。）の提出期限日の3箇月以前から恒常的な雇用関係のある者とする。

(6) 公告の日から開札（入札執行）の日までに、竜王町建設工事等指名停止基準（平成17年竜王町告示第1号）に基づく指名停止措置中でないこと。

(7) 地方自治法施行令第167条の4第1項のほか、客観的に明らかに経営不振に陥ったと認められる次のアからオまでの要件に該当する者でないこと。

- ア 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者
- イ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
- ウ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者
- エ 会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがなされている者
- オ 銀行取引停止処分がなされている者

(8) 本工事に係る実施設計業務の受託者でないことおよび当該受託者と資本もしくは人事面において関連がある者でないこと。（実施設計業務の受託者：株式会社水原建築設計事務所）

5 設計図書等の配付および閲覧場所等

(1) 設計図書等（図面および特記仕様書等）は、竜王町のホームページにて配付および未来創造課にて閲覧に供する。設計図書等の配付および閲覧期限は、令和2年12月2日（水）午後5時までとする。

(2) 配付された仕様書については、当該工事の見積の用に供するものとし、取扱いには十分注意し、他の目的には使用しないこと。なお、仕様書の返還は不要とする。

6 仕様書に対する質問の受付

この入札に参加を希望する者で、当該工事についての質問を行う場合は、竜王町のホームページに掲載している質問書の様式を使用し、令和2年11月20日（金）午後5時までに未来創造課までメール（Word形式）またはファクシミリにより提出すること。メールの場合は下記のメールアドレス宛に送付することとし、ファクシミリの場合は下記のファクシミリ番号宛に送付すること。なお、メールおよびファクシミリ送付時は、送付した旨を未来創造課へ電話連絡すること。

(1) 送付先メールアドレス：info@town.ryuoh.shiga.jp

(2) 送付先ファクシミリ番号：0748-58-1388

(3) 電話番号：0748-58-3701

(4) 質問の回答は、令和2年11月27日（金）午後5時までに竜王町のホームページに掲載する。

7 現場説明

現場説明は行わない。

8 入札手続等

(1) 入札執行日時および場所

ア 日時：令和2年12月7日（月）午前10時00分から

イ 場所：竜王町防災センター2階会議室

(2) 入札参加届

この入札に参加を希望する者は、竜王町のホームページに掲載している入札参加届の様式を使用し、令和2年12月2日（水）午後5時までに未来創造課まで直接持参または郵送により提出することとする。

入札参加届の提出がない者は、この入札に参加できないものとする。

なお、入札参加届の提出後に辞退する場合は、入札執行時刻までに辞退届（任意様式）を提出すること。

(3) 入札時提出書類

入札時の提出書類は次のとおりとし、指定様式により提出することとする。

- ①入札書
- ②委任状
- ③工事費内訳書

(4) 入札は、8(1)に記載する日時および場所において行い、入札参加者は、入札時提出書類を持参して提出すること。持参以外の方法による入札は認めない。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 再度の入札は、2回までとする。1回目の入札により、予定価格と最低制限価格の範囲となる額の入札がない場合は、予定価格に到達しない額の応札者より再度の応札を求め、最低制限価格未満の応札者は再度の応札には参加できない。また、入札が無効とされた者も再度の応札には参加できない。

(6) 入札において、事故が起きたとき、または談合その他の不正な行為があると認めたときは、入札を中止し、または延期する場合がある。

(7) 開札は、入札終了後直ちに行い、入札参加者は開札に立会うものとする。

9 郵便による入札

郵便または信書便による入札は取り扱わない。

10 入札保証金

入札保証金は免除する。

11 落札候補者または落札者の決定方法

この入札は、事後審査方式のため、予定価格と最低制限価格の範囲内で最も入札価格の低い者（以下「落札候補者」という。）から順位を決定し、当事者から順に競争参加資格の審査を行い、後日落札決定する。

12 競争参加資格確認申請書の提出および審査

(1) 開札後に落札候補者から競争参加資格確認申請書および競争参加資格を確認するための資料の提出を求め、競争参加資格の審査を行うものとする。

(2) 落札候補者が同価により2人以上ある場合は、当該落札候補者全員に競争参加資格確認申請書および競争参加資格を確認するための資料の提出を求め、競争参加資格の審査を行うものとする。

(3) 競争参加資格確認申請書および競争参加資格を確認するための資料は、令和2年12月8日(火)午後1時までに持参により提出するものとする。なお、提出する書類は次のとおりとする。

ア 事後審査型条件付一般競争入札競争参加資格確認申請書

イ 競争参加資格を確認するための資料

- ①配置予定技術者

②見積書（任意様式）

③経営事項審査結果通知書の写しおよび建設業の許可の写し

④本工事に係る実施設計業務受託者等でないことの誓約書（任意様式）

- (4) 落札候補者が期限内に競争参加資格確認申請書および競争参加資格を確認するための資料の提出をしない場合は、当該落札候補者は失格とする。
- (5) 審査の結果、落札候補者が競争参加資格を満たしていないときは不適格とし、次順位者の競争参加資格の審査を行うものとする。
- (6) 審査の結果、落札候補者が競争参加資格を満たしているときは、当該者に対し、竜王町財務規則（昭和 52 年竜王町規則第 13 号）第 198 条第 1 項の規定による落札決定通知書を発行し、落札者として落札決定を行うものとする。落札者が決定したときは、既に審査を受けた者を除き、他の入札参加者の競争参加資格確認申請書および競争参加資格を確認するための資料の提出は求めないものとする。
- (7) 審査の結果、競争参加資格を満たしていないため不適格となった者については、不適格通知書を発行し、入札結果においてその旨および不適格となった理由を明記するものとする。
- (8) 競争参加資格の審査の結果、落札候補者が 2 人以上ある場合には、地方自治法施行令第 167 条の 9 の規定により、くじによって落札者を決定する。

13 前金払、中間前金払および部分払

- (1) 前 金 払 保証事業会社の保証があったときは、請負代金額の 4 割以内（債務負担行為に係る契約の場合には、当該会計年度の支払年度区分額の 4 割以内）で 1 億 5 千万円を限度として前払いを行う。
- (2) 中間前金払 竜王町建設工事執行規則等の関係規定に該当する場合は、前金払に加えて請負代金額の 2 割以内（債務負担行為に係る契約の場合には、当該会計年度の支払年度区分額の 2 割以内）の中間前金払いを行う。
- (3) 部 分 払 行わない。

14 入札結果の公表

当該工事の落札決定をしたときは、その旨を落札者に速やかに通知するとともに、入札結果を竜王町のホームページおよび未来創造課窓口にて公表するものとする。

15 異議の申立て

入札参加者は、入札後において、規則、図面、仕様書、契約書等について不明を理由として異議を申し立てることはできない。

16 入札の無効

次のいずれかに該当する場合の入札は無効とする。

ア 入札参加資格のない者のした入札

イ 入札者またはその代理人が同一事項の入札に対し、2 以上の意思表示をした入札

ウ 談合その他不正の行為があったと認められる入札

エ 入札保証金を必要とする入札で入札保証金を納めない者または不足する者のした入札

オ 入札書記載の金額、氏名、押印その他入札要件の記載が確認できない入札

カ 入札書記載の金額を加除訂正した入札

キ 工事費内訳書の提出がない者の入札

ク 工事費内訳書記載の金額に加除訂正がある場合の入札

- ヶ 入札金額と工事費内訳書記載の金額が一致していない場合の入札
- ｺ その他入札に関する条件に違反した入札
- ｻ 提出資料等に虚偽の記載をした者のした入札

17 保証金および違約金に関する事項

- (1) 契約保証金 契約金額の 100 分の 10 以上とする。ただし、竜王町財務規則の規定に該当するときは、その全部またはその一部を免除することができるものとする。

〈金銭的保証の場合〉

落札価格の 10%以上を納付すること。ただし、落札価格の 10%以上に相当する利付国債および金融機関または保証事業会社の保証をもって納付に代えることができる。また、落札価格の 10%以上に相当する履行保証保険契約の締結もしくは債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証を付した場合は、契約保証金を免除する。

〈役務的保証の場合〉

免除する。ただし、落札価格の 30%以上に相当する債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証（契約不適合責任保証特約付のものに限る。）を付し落札決定の日から 10 日以内に当該証券を添えて契約書を提出すること。

- (2) 違約金 落札者が契約を締結しないときは、入札金額の 100 分の 5 に相当する金額を違約金として徴収する。

18 その他

- (1) この入札については、竜王町財務規則、竜王町建設工事執行規則ならびに関係法令の規定により執行する。

- (2) この入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）その他の政令の定めに抵触する行為を行ってはならない。

- (3) 入札参加等の確認に必要な提出書類に記載された内容に虚偽が認められた場合は、竜王町建設工事等指名停止基準（平成 17 年 1 月 6 日告示第 1 号）の規定により指名停止措置を行うものとする。

- (4) 落札者は、落札決定の通知を受けたときは、17 (1) に記載した履行保証措置を講じた上、落札決定日から起算して 10 日以内に契約書を未来創造課に提出すること。

- (5) 議会議決の要否 要

- (6) 契約の締結

ア 本工事の契約については、竜王町議会の議決を要するため、議決までの間は仮契約とし、議決を得たときに契約が成立するものとする。

イ 契約書作成の要否 要

入札に関する問い合わせ先

〒520-2592 滋賀県蒲生郡竜王町大字小口 3 番地

滋賀県蒲生郡竜王町役場未来創造課

TEL : 0748-58-3701 (直通)

FAX : 0748-58-1388